

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、犬に装着されているマイクロチップを鑑札とみなすことに伴い、この場合においては、狂犬病予防法上の犬の登録及び鑑札の交付手数料を徴収しないこととする。

2 改正事項

大田区手数料条例(昭和32年条例第24号)別表第1の46の項事務の欄中「交付」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

3 新旧対照表

別紙資料

4 施行日

令和4年6月1日

(別紙資料)

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
第 1 条から第 6 条まで (略) 別表第 1 (第 2 条関係)				第 1 条から第 6 条まで (略) 別表第 1 (第 2 条関係)			
項	事務	名称及び額 (1 件につき)	徴収時期	項	事務	名称及び額 (1 件につき)	徴収時期
1 から 45 まで	(略)			1 から 45 まで	(略)		
46	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。)	犬の登録及び鑑札の交付手数料 3,000 円	登録申請のとき	46	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付	犬の登録及び鑑札の交付手数料 3,000 円	登録申請のとき
47 から 134 まで	(略)			47 から 134 まで	(略)		
備考 (略) 別表第 2 及び別表第 3 (略) 付 則 <u>この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。</u>				備考 (略) 別表第 2 及び別表第 3 (略)			